

島根原子力発電所 2 号機の新規制基準に係る安全対策の事前了解及び島根原子力発電所 2 号機の再稼働へ向けた政府方針に関する理解要請への対応についての市長発言
(2022 年 2 月 15 日)

島根原子力発電所 2 号機の新規制基準に係る安全対策の事前了解、及び島根原子力発電所 2 号機の再稼働へ向けた政府方針に関する理解要請への対応について、松江市長としての判断を表明させていただきます。

私たちの暮らす松江市には、すでに原子力発電所が存在しています。これまでに多くの人的資源と資本を投じ、地元の理解を得て、この地に立地してきた歴史や経緯があります。私たちの先輩・先人の判断を真摯に受け止めたうえで、今を生きる私たちが責任を持って、時代を前に進めていかなければなりません。

私が 1 歳だった昭和 49 年に、島根原子力発電所 1 号機は営業運転を開始しました。その後、平成 17 年の市町村合併により、わが国唯一の都道府県庁所在地に立地する原子力発電所となり、私たちは長きにわたって島根原子力発電所と共存してまいりました。

しかし、平成 23 年の福島第一原子力発電所の事故によって、従来の「安全神話」は崩れ、原子力発電所立地市である私たちの不安は高まりました。

福島第一原子力発電所の事故後、平成 24 年に島根原子力発電所 2 号機の運転は停止されます。再稼働のためには、同年新たに発足した原子力規制委員会において、原子力施設に関する新規制基準への適合を認める、いわゆる設置変更許可を得ることが義務付けられました。

この設置変更許可を受けるため、平成 25 年に中国電力から本市に対し、安全協定に基づく事前了解願いが提出されました。本市としては、今次の事前了解について、まず第 1 段階として、原子炉設置変更許可申請を行うこと、つまり新規制基準への適合性審査を受けること自体を了承したうえで、原子力規制委員会による設置変更許可後に、新規制基準に基づく安全対策を講じるため、島根原子力発電所 2 号機に重要な設備変更を行うことの可否について判断する、という 2 段階の手続きを経ることとしております。

本市は、平成 25 年に安全協定に基づき、島根原子力発電所 2 号機が新規制基準による適合性審査を受けることを了承しました。そして、昨年 9 月に、原子力規制委員会において島根原子力発電所 2 号機の設置変更許可が出され、それを踏まえて現在、経済産業大臣から本市に対して、再稼働を進めるという政府方針への理解が求められています。

この安全協定に基づく事前了解、及び政府方針への理解要請の判断に当たって、私が市長として重視すべきポイントは、安全性、必要性、避難対策、地域経済への影響の 4 点と考えています。

なかでも、最も重要視しているのは「安全性」、市民の皆様の安心と安全の確保です。

福島第一原子力発電所の事故がもたらした現実と教訓は、わが国のエネルギー戦略や原子力発電所の安全対策に、確実に生かしていかなければなりません。

私自身も、昨年 10 月に福島第一原子力発電所を視察し、事故の教訓が生かされていることを理解しました。と同時に、東京電力に対する信頼の失墜とその回復に向けた取り組みや、避難指示区域の現場を確認し、二度とこうした事故を起こしてはならないとの思いを強くしたところです。

また、関係省庁から直接説明を受けることにより、新規規制基準は、福島第一原子力発電所の事故の教訓や国際的な基準を踏まえ、事故以前と比較して大幅に強化された安全対策を求めていると認識するとともに、その適合性審査については、国の責任において厳格かつ適正に実施され、現時点で想定される事態に対する安全性が確認されているものと捉えております。

加えて、常に最新の知見を規制基準に反映し、事業者へ対応を求める制度となっており、将来にわたって、不断の安全性向上に取り組まれるものと理解しています。

一方で、原子力発電所自体の安全が確保されていても、それを運用する事業者が信頼に足る組織でなければ、安全性に疑義なしとならないため、これまで中国電力の動向を注視してまいりました。

中国電力は、これまでに不適切な事案を繰り返し発生させており、市民の皆様からの信頼を取り戻すべく、取り組みの改善を求めています。

これに対し中国電力は、今後、保安規定の変更認可を受けたうえで、現在は広島市の本社に置く原子力品質保証部を改組して、原子力部門の安全文化醸成活動の監視・評価機能を担う新たな組織を立ち上げるとともに、その機能を松江市内に移転し、安全対策のための機能強化を図ることを表明されました。

また、今後、不適切事案が発生した場合には、関連する業務を速やかに中断したうえで、該当業務を担う委託先を見直すなどの厳格な措置を講ずることを、文書により確認いたしました。

いずれも、島根原子力発電所 2 号機の安全性向上に資するものと認められますが、市民の皆様が安心・信頼して運用を任せられるよう、たゆまぬ努力が求められていることは言うまでもありません。

また、原子力発電で発生する使用済み燃料について、島根原子力発電所に残置されることのないよう、経済産業省に対して申し入れを行ってまいりました。

その結果、先般 2 月 7 日に、経済産業大臣とオンラインで面会し、「島根原子力発電所内に保管されている使用済み燃料の早期搬出のための環境を整えていくこと」ならびに「核燃料サイクルの推進に向けて、責任を持って取り組んでいくこと」について、口頭および文書にて回答を得ております。

以上から、島根原子力発電所 2 号機の再稼働に向けて必要と考える安全性が、確保されているものと認識しております。

次に、原子力発電によるエネルギー供給の「必要性」について、考えを申し上げます。

私たちの市民生活や企業活動を維持・継続するためには、安定した電力供給とそのためのエネルギー資源の確保が必要不可欠です。

しかし、わが国は化石燃料に恵まれず、島国であるためエネルギー資源の調達が容易でな

いことに加えて、自然エネルギーを活用する条件も諸外国に勝るとは言えず、エネルギー供給上の脆弱性を抱えています。

また、化石燃料に由来する二酸化炭素の排出により地球温暖化が深刻化すると同時に、気候変動を招き自然災害が頻発する要因となっており、世界が直面する喫緊の課題となっています。

国連サミットで採択された、持続可能な開発目標「SDGs」が国際社会に広く共有され、再生可能エネルギーの研究や実用化など、カーボンニュートラルに向けた取組みが進められているものの、蓄電池技術の開発を含めて、安定した電力供給の実現には、まだ相当の時間を要する見込みです。

一方で、目下のエネルギー需要を、安定的に支え得る単独のエネルギー源は存在しないことから、できるだけ多くの種類のエネルギー資源を確保しつつ、安全性、安定供給、経済性、環境適合性などの特性を適切に組み合わせて、バランスの取れた電源構成による電力供給がなされるべきと考えます。

とりわけ、再生可能エネルギーが、必要な電力を安定供給できるようになるまでの当面の間、わが国は安全性の確保を前提に、原子力発電に頼らざるを得ないものと考えております。

なお、本市は、原子力発電所の立地する自治体として、独自の再生可能エネルギーの普及・促進を目指し、「松江市再生可能エネルギービジョン」を策定し、取組みを進めてまいります。

さらに、原子力発電所の事故に備えた「避難対策」につきましては、福島第一原子力発電所の事故の教訓をも踏まえた、広域的な避難計画を策定し、市民の皆様にご理解いただくとともに、常に実践できる体制を整えておくことが重要となります。

本市の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は、国の定める原子力災害対応指針に照らして具体的かつ合理的であることが確認され、昨年9月に、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において了承されました。

この緊急時対応には、他県にまたがる広域避難先の確保や避難経路の選定を含め、地域固有の課題や地域性を踏まえた避難手段の確保など、不測の事態に対応した内容が盛り込まれ、現時点では最善のものになっていると認識していますが、関係者の参加による避難訓練を重ね、継続的に検証し改善を図るなど不断の見直しを行うことで、実効性を高め続けていくことが必要不可欠と理解しております。

最後に、「地域経済への影響」についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期にわたることで、地域経済の疲弊が深刻化しており、中小企業・中小事業者は、大変厳しい業況を強いられています。とりわけ、電力消費の大きい製造業などにおいては、エネルギーコストの上昇が直接経営を圧迫する要因となることから、安定・安価・良質な電力の供給が求められます。

島根原子力発電所2号機の再稼働によって、産業立地による地域経済の維持、地元企業の生産活動の活性化、雇用の保持・創出、その基盤となる電力の安定供給、エネルギーコストの低減などが図られることで、低迷する地域経済の浮揚効果や中長期的な企業経営の安定

が期待できるものと考えております。

以上の通り、このたびの判断に当たって、安全性、必要性、避難対策、地域経済への影響を重視し、これまで熟考・熟慮を重ねてまいりました。

また、昨年 11 月の市議会定例会において、島根原子力発電所 2 号機の早期再稼働を求める陳情 8 件が採択され、一方、再稼働に同意しないこと、事前了解を行わないことなどを求める陳情 21 件が不採択とされたことは、市民の負託を受けた市議会として一定の方向性を示されたものと認識しております。

加えて、今回の臨時議会での議論を踏まえ、さらには、本日の全員協議会における各会派のご意見として、安全協定に基づく事前了解、及び政府方針への理解要請に対して「容認する・賛成する・応じる」といった意見が多数示されたことを重く受け止め、市長としての最終的な判断を申し上げます。

まず、中国電力から申し入れのあった安全協定に基づく島根原子力発電所 2 号機の新規制基準に係る安全対策の事前了解については、「了解する」ことといたします。

次に、経済産業大臣から理解要請のあった島根原子力発電所 2 号機の再稼働へ向けた政府方針については、「理解する」ことといたします。

なお、このたびの判断に当たって、市議会における議論や市民の皆様からいただいたご意見を踏まえて、中国電力には「地域住民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所の安全性向上のため、社員個々から組織全体の安全文化醸成に不断に取り組むこと」などを引き続き求めてまいります。

また、経済産業省には「市民生活、産業経済を維持するため、エネルギーの安定供給を確保するとともに、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする持続可能なエネルギー政策を着実に進めること」などを、原子力規制委員会には「島根原子力発電所 2 号機の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査などに当たって、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと」などを、内閣府には「原子力災害対応については、国が主導的な役割を担うところ、本市による原子力災害対策の実効性向上の取り組みに対して、最大限の支援を行うこと」などを求めてまいりたいと考えております。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。